

平成29年4月17日

厚生労働省老健局長 蒲原 基道 様  
厚生労働省保険局長 鈴木 康裕 様

### 介護報酬・診療報酬同時改定に対する意見

#### 高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会  
一般社団法人全国特定施設事業者協議会  
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会  
一般社団法人高齢者住宅推進機構

代表幹事 市原 俊男

地域包括ケアシステムの中で、高齢者が能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、高齢者向け住まいが積極的に求められる役割を果たしてまいりたいと考えております。

平成30年度介護報酬・診療報酬同時改定に向けた議論に当たって、高齢者向け住まいと関連する介護サービス・医療連携に関し、下記の点についてご考慮、ご議論いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、介護給付費分科会における高齢者向け住まいの議論に加えていただきたく、これまでの事業者団体ヒアリングに加え、議題が高齢者向け住まいに及ぶ場合に「参考人」として参画する仕組みをご検討いただきたいと存じます。

#### 記

#### 1. 事務負担の軽減や人員基準の緩和による生産性の向上を目指して

- (1) 地方自治体ごとに異なる基準・様式・行政指導の標準化
  - ・地方自治体ごとに異なる基準・手続き・様式・行政指導を、医療と介護の情報共有の効率化や利用者の利便性の向上のためにも、国において共通化・標準化・システム化
- (2) ICTの活用による事務負担の軽減
  - ・申請・変更届の電子化や、情報公表制度と定時報告の効率化と、その情報活用
  - ・事故報告の電子化とその情報活用
  - ・ケアプランの電子化と共有 など
- (3) 兼務要件等の緩和・明確化
  - ・併設された介護サービス事業所等の職員が、当該事業所等の業務に支障のない範囲であれば、人員配置基準内の時間帯であっても、サービス付き高齢者向け住宅の状況把握・生活相談の職員を兼務することを可能に
  - ・新たな介護福祉士合格者数の減少を踏まえた、訪問介護事業所のサービス提供責任者の減算要件の限定（介護職員初任者研修修了者でも、更なる実務経験が

あれば減算対象外とする)

- ・急な離職（特に看護職員）に対し慎重な採用ができるよう、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の減算を、すぐに3割減算ではなく減算を段階的に
- (4) 介護報酬の請求事務の効率化
- ・介護報酬の請求期限を毎月10日から毎月10営業日に変更する等、各種請求事務の効率化を実施

## 2. 介護事業所の経営の安定による人材確保・育成のために

- (1) 人材確保・育成のための経営の安定
- ・平成27年度介護報酬改定により経営状況が悪化している中、介護報酬の維持・安定により、事業者の経営を安定させ、長期的な人材確保・育成、処遇改善を可能に
- (2) 介護事業経営実態調査結果の慎重な活用
- ・介護報酬改定では、介護事業経営実態調査の「収支差率」の単年度の結果を評価すべきではなく、その経年変化を参考とすべき
  - ・他産業・他サービスと比較するとしても、投資、累積損失の回収が必要な介護付きホーム（特定施設）等は、慎重な分析をすべき
- (3) 都市部の介護人材確保のための地域区分単価の引き上げ
- ・特に大都市部における深刻な人材難に対し、都市部の介護報酬の地域区分単価を引き上げ

## 3. 高齢者向け住まいにおける重度化対応・看取り介護の推進のため

- (1) 住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- ・居宅介護支援事業所に、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅との連携（サービス担当者会議への参加呼びかけ、ケアプランの交付）を指定基準に盛り込み、義務化
  - ・訪問介護事業所、小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型サービス、居宅介護支援事業所等への看取り介護加算の創設（医療機関や多職種との連携を評価する）
- (2) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）
- ・准看護師による看取りの場合の報酬設定など、看取り介護の算定要件の緩和
- (3) 共通
- ・施設入居時等医学総合管理料の維持・向上【診療報酬】
  - ・医療保険による訪問看護（現状、末期がん等、急性増悪期のみ）の「看取り期」への拡大【診療報酬】
  - ・入退院時の連携の評価など、医療機関が介護事業所と連携する際の評価の拡大・条件緩和【診療報酬】
  - ・退院受入れの緊密な連携を評価するため、居宅介護支援事業所、小規模多機能居宅介護、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）において、退院後の利用開始時に「初期加算」を創設

#### 4. 高齢者向け住まい入居者に対する自立支援の推進のために

- (1) 要支援・軽度要介護者に対する介護予防・介護サービスの評価
  - ・自立支援、介護予防・重度化防止、認知症高齢者の対応の観点から、現行の要支援・軽度要介護者に対する支援の仕組みを評価し、現行の介護報酬を維持
- (2) 介護予防・重度化予防のインセンティブ
  - ・小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型サービス、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）において、要介護度が維持・軽減した場合の評価（介護予防通所介護における事業所評価加算類似の加算の創設）
- (3) 個別機能訓練加算の要件緩和
  - ・機能訓練指導員の「常勤専従」が求められる個別機能訓練加算について、小規模事業所でも個別機能訓練に取り組みやすくするため、配置基準要件を緩和した加算の創設
- (4) 高齢者向け住まい入居者に対する多剤投与の課題解決
  - ・高齢者向け住まい入居者の服薬数が多いという指摘を踏まえ、診療所や薬局における適正処方に向けた取組みを評価【診療報酬】
  - ・医療介護の連携強化、適正処方に向けて、居宅介護支援事業所、小規模多機能居宅介護、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）において、受診状況や服薬内容の共有をした場合の医療機関連携加算の創設・拡充

#### 5. 高齢者向け住まいの推進のために

- 集合住宅減算等の見直し
  - ・今後も高齢者向け住まいにおいて充実した介護サービスができるよう、これ以上の引き下げは不適當
  - ・移動コストの軽減が定かではない、併設以外の事業所から20名以上利用の高齢者向け住まいへの訪問介護の減算の廃止
  - ・ペナルティを想起させる「減算」名称の変更
  - ・効果が定かではなく、手続きも複雑な、居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の廃止

#### 6. 在宅高齢者等と介護保険三施設入所者の公平性の確保のために

- おむつ代
  - 在宅高齢者、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等の介護保険給付にはおむつ代は含まれないことから、介護保険三施設の保険給付におけるおむつ代の見直し

以上